

お知らせ **令和5年度市職員人事異動**

問い合わせ 総務課人事厚生担当

4月1日付 課長級以上 ()内は前職

部長級

総合政策部長(教育部長)	国分央
健康推進部長(議会事務局長)	梶山吉之
会計管理者兼会計課長(税務課長)	武藤勝
議会事務局長(健康推進部長)	林政男
教育部長(財政課長)	滝沢淳

課長級

政策秘書課副参事(子育て応援課主幹)	須田幸知
財政課長(財政課主幹)	上田延洋
管財課長(市街地整備課主幹)	関根博
危機管理課長(子育て応援課長)	清野良仁
税務課長(管財課長)	内藤好一
生活福祉課長(危機管理課長)	堀口喜由
子育て応援課長(政策秘書課副参事)	大野雅司
市街地整備課副参事(埼玉県)	金子祥久

3月31日付退職者および帰任者 ()内は退職時等の職

勤続10年以上の退職者

大野康行(総合政策部長)
 大野仁(会計管理者兼会計課長)
 堀口和子(生活福祉課長)
 佐島政彦(武蔵台公民館長兼武蔵台出張所長)
 峰岸勝美(学校給食センター業務主任)
 城戸一禎(環境課主幹)
 林明子(高根保育所長)
 島田佳織(市民課主査)
 井上暢久(高萩出張所主査兼高萩公民館主査)
 岡野義明(建設課主査)
 久保田裕士(建設課主査)
 横田源一(市街地整備課主査)
 立川知子(生涯学習課主任)

県へ帰任した者

沼野貴則(市街地整備課副参事)
 藤田剛典(学校教育課指導主事)
 豊田拓也(学校教育課指導主事)

お知らせ

**みんなで進めるまちづくり
 ～地区計画をご存じですか～**



問い合わせ 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当

地区計画とは、それぞれの地区の課題や特徴に応じて、良好なまちづくりを進める制度であり、地区の将来に向けてまちづくりの目標や方針等を定めるものです。住民と市が連携しながら地区のルールを定め、これを都市計画として決定します。

地区計画で決められること

地区整備計画

- 地区施設の配置および規模(生活道路、公園、広場など)…住民が利用する道路、公園、緑地、広場など、地区施設として定めることができます。
- 建築物等に関する事項(用途、容積率、建ぺい率、高さの最高限度、敷地規模、壁面の位置制限、垣・柵等の制限)…建物の使い方、外部空間の確保等、周囲と調和した土地の有効利用を進めることができます。

地区計画区域内における行為の届け出

土地の区画形質の変更や建築行為等を行う場合は、工事着手の30日前までに日高市長(都市計画課)へ届け出が必要です。

注意すること

- 次の場合も、地区計画に基づく届け出が必要です。
- 建物を新築後、車庫や物置を増築する場合
- 垣・柵を設置する場合
- 建築確認申請が不要となる小規模な増築(10㎡以内)の場合

市内における地区計画

- | | | |
|---------------|------------|-----------|
| ○西武飯能日高団地地区 | ○日高団地中央通地区 | ○武蔵台団地地区 |
| ○高麗川駅西口地区 | ○寺脇地区 | ○武蔵高萩駅北地区 |
| ○東急こまがわ第三団地地区 | ○明婦地区 | ○上鹿山地区 |

※各地区で定める地区整備計画の詳細は、担当へお問い合わせください。
 ※日高団地中央通地区は、地区整備計画を定めていないため届け出は不要です。

